

秋田県後期高齢者医療広域連合 第二次広域計画（案）

1 現状と課題

1 秋田県における後期高齢者医療の現状と課題

本県における後期高齢者医療の被保険者数については、平成20年4月に、168,065人で始まり、その後、平成21年度末（平成22年3月末）、175,582人、平成22年度末（平成23年3月末）、180,127人と推移し、平成22年度は平成21年度と比較して4,545人、約2.6%の増となっています。

平成22年国勢調査において、本県の高齢化率が29.6%と全国で最も高くなりましたが、後期高齢者医療の被保険者数については、平成25年度までは増加し、その後しばらく横ばい傾向となることが推計されます。

この制度では被保険者一人ひとりから保険料を徴収することになっており、保険料は、概ね2年間の財政均衡が図られるように、被保険者全体の所得状況を勘案して保険料率が制定され、年間の保険料額については、被保険者の前年の所得等に基づいて算定されます。

本県における一人当たり保険料額は、平成20年度において、37,480円でしたが、その後の軽減措置の拡充及び軽減対象者の増加に伴い、平成23年度においては36,354円となっており、全国的にみて最も低い保険料額となっております。

滞納被保険者に対する勧奨等は市町村においてきめ細やかに行われていることから、平成20年度、99.16%、平成22年度、99.37%と高い収納率を維持しております。

後期高齢者医療費については、一人当たり、平成21年度、787,152円（全国36位）、平成22年度、787,330円（同39位）とほぼ同額で、全国では下位となっておりますが、医療費総額は平成21年度、約1,362億円、平成22年度、約1,409億円と、被保険者数の増加に伴い、約47億円、約3.5%増加しております。今後、一人当たり医療費が同程度で推移すると仮定した場合、医療費総額も被保険者数の推移と同様の傾向になるものと推計されます。

以上のことから、今後も、短期的に効果が見込める適正受診の啓発・推進、個別訪問による健康相談等、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等と、中長期的に効果が見込める疾病の早期発見、重症化予防のための健康診査や人間ドックの受診推進等により、医療費の適正化を図り、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう安定的な制度運営を進めていく必要があります。

2 広域計画

1 計画の趣旨

広域計画は、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が役割分担し、連絡調整を図りながら、処理する事項について定め、後期高齢者医療制度における広域行政の円滑な推進を図ろうとするものです。

2 計画の項目

広域計画は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間としますが、現在、国において本制度の廃止と廃止後の新制度の検討がなされているため、平成27年度以前に本制度が廃止となり新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時見直しを行います。

4 基本的な考え方

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、次のように取り組みます。

- (1) 関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら、効率的な運営を図ります。
- (2) 医療団体や高齢者団体等の関連団体等から意見をいただきながら、質の高いサービスの提供を目指します。

5 事業計画及び役割分担

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、広域連合と市町村が相互に連携を図りながら次に掲げる事業を行います。

また、次に掲げる事業のほか、制度運営に必要な事業については、広域連合と関係市町村が協議し、適切な役割分担を行いながら実施します。

(1) 被保険者証等の交付

後期高齢者医療制度の被保険者へ、被保険者証等の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 電算処理システムの運用・ 資格確認及び被保険者証交付決定・ 被保険者台帳への記載・ 被保険者証の作成（一斉更新時）・ 障がい認定及び特定疾病医療受給に係る市町村への結果の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 住民情報提供システムの整備・ 被保険者証の交付、再交付申請書の受付及び広域連合への送付・ 被保険者台帳作成に必要な情報提供・ 更新時の旧被保険者証の提出の受付・ 被保険者証の作成（随時分）・ 被保険者証の引渡し・ 被保険者証の返還の受付・ 障がい認定及び特定疾病医療受給に係る情報の提供・申請の受付及び広域連合への申請書の送付

(2) 保険料の賦課及び徴収

後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合が被保険者に対し保険料の賦課を行い、市町村は徴収を行います。

低所得者及び被用者保険等の被扶養者であった方については、保険料軽減等の措置を講じ、制度の円滑な運営を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 保険料率の設定・ 賦課額の算定、賦課決定及び通知・ 保険料減免及び徴収猶予対象者の決定	<ul style="list-style-type: none">・ 所得状況及び世帯状況の把握・ 保険料の算定に必要な所得情報の広域連合への提供・ 特別徴収対象被保険者の確定・ 納入通知書等の被保険者への送付・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付及び広域連合への送付・ 保険料の徴収及び収納対策・ 徴収した保険料を広域連合へ納入

(3) 負担区分の判定

被保険者が医療機関に支払う一部負担金の割合、一部負担金等の減額対象となる低所得者の判定を行い、負担区分を決定します。

申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・負担区分の判定及び市町村への判定結果の提供・負担区分の再判定及び市町村への判定結果の提供・限度額適用・標準負担額減額の認定及び市町村への認定結果の提供・認定証の作成（一斉更新時）	<ul style="list-style-type: none">・所得状況、課税状況及び世帯状況の把握・負担区分判定に必要な所得情報の広域連合への提供・負担区分判定結果の通知及び基準収入額適用に係る確認及び申請勧奨・基準収入額適用申請書、限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の受付及び広域連合への送付・認定証の作成（随時分）・認定証の引渡し

(4) 後期高齢者医療給付

被保険者が病気やけがの治療を受けたときの医療費、入院時食事療養費等の給付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付の審査及び支払・レセプトの点検及び保管・第三者求償請求の実施	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付に係る申請の受付及び広域連合への送付・第三者求償に係る申請の確認、受付及び広域連合への送付

(5) 保健事業

被保険者の健康の保持増進を図るため、生活習慣病の予防や疾病の早期発見につながるよう、市町村と連携して各種保健事業の効果向上を目指します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・市町村が行う健康診査事業の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携・保健師による健康相談訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・健康診査事業、健康相談・指導及び健康増進事業の実施

(6) 保険者機能強化事業

制度の安定的な運営を進めていくため、医療費の適正化を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の作成及び発送・重複・頻回受診者の分析及び市町村へ情報提供・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進	<ul style="list-style-type: none">・重複・頻回受診者の生活状況、健康指導履歴等を広域連合へ情報提供

(7) 広報事業

後期高齢者医療制度の趣旨や内容等を理解していただけるよう、各種広報事業を実施します。

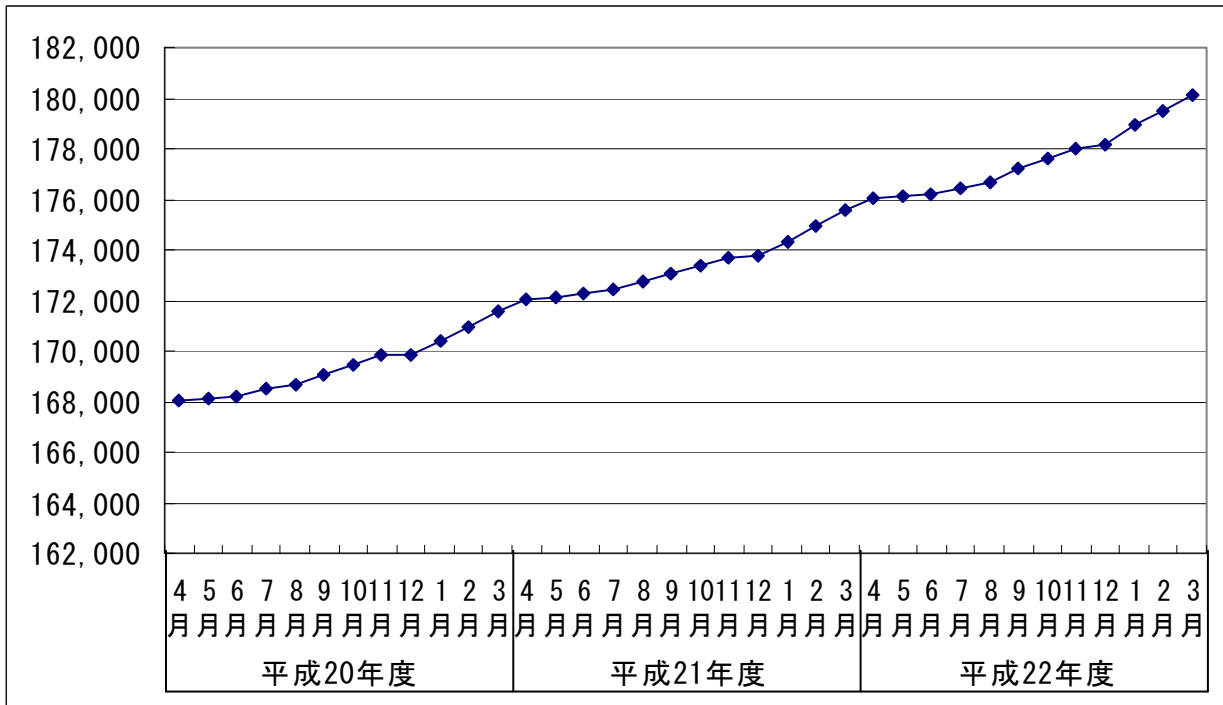
広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・各種広報用資料の作成・出張講座の開催・ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none">・市町村広報への掲載及び配布・パンフレット等の配布・ホームページによる情報提供

3 資料

資料編

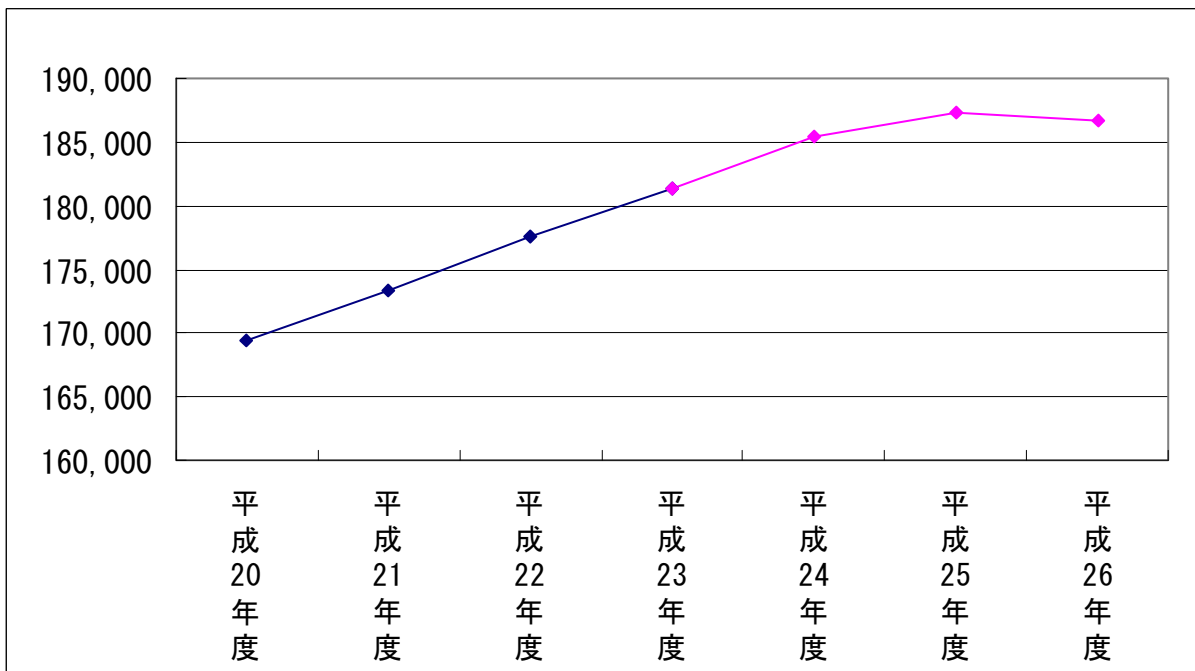
(1) 後期高齢者被保険者数の推移

【図1】秋田県の被保険者数の推移（平成20年4月～平成23年3月）



出典：後期高齢者医療事業月報

【図2】被保険者数の将来推計

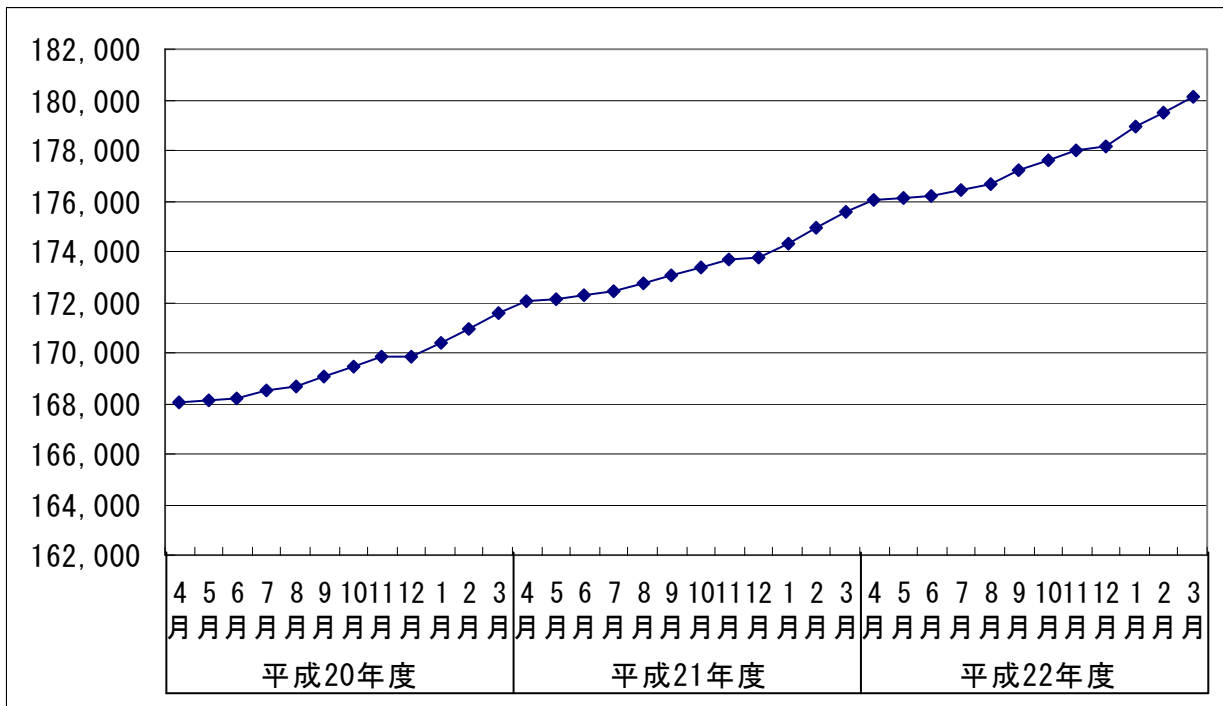


※平成20～22年度は年平均、平成23年度は10/1時点の実績、平成24年度以降は各年10/1の推計

資料編

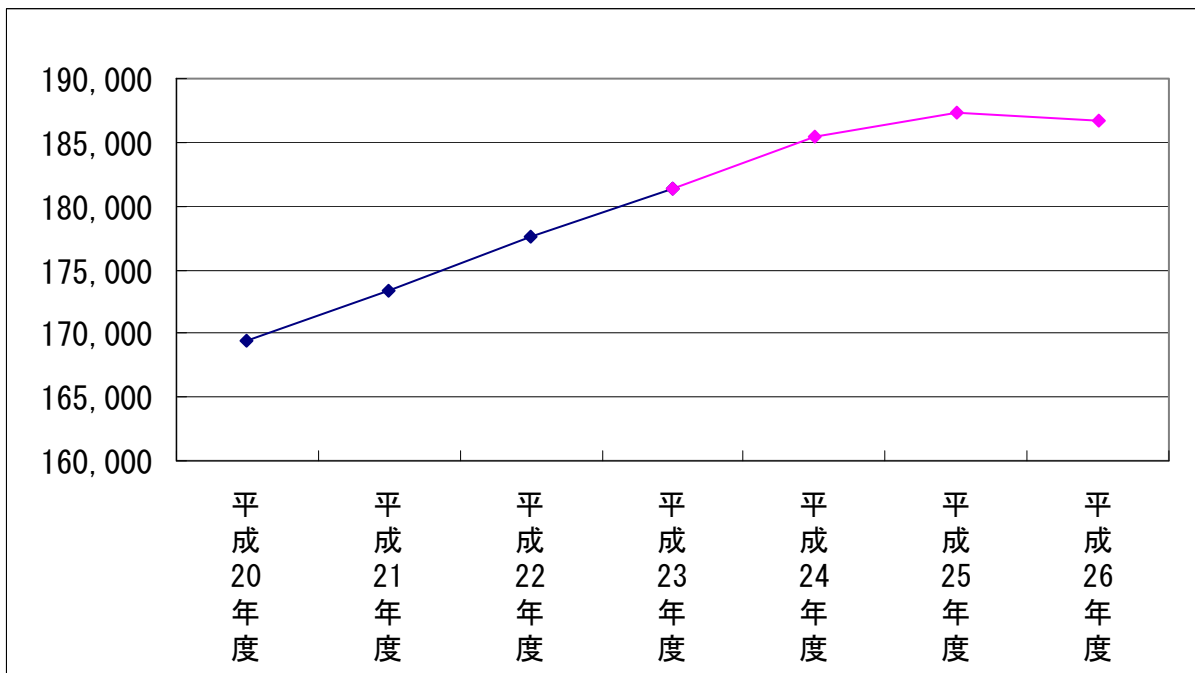
(1) 後期高齢者被保険者数の推移

【図1】秋田県の被保険者数の推移（平成20年4月～平成23年3月）



出典：後期高齢者医療事業月報

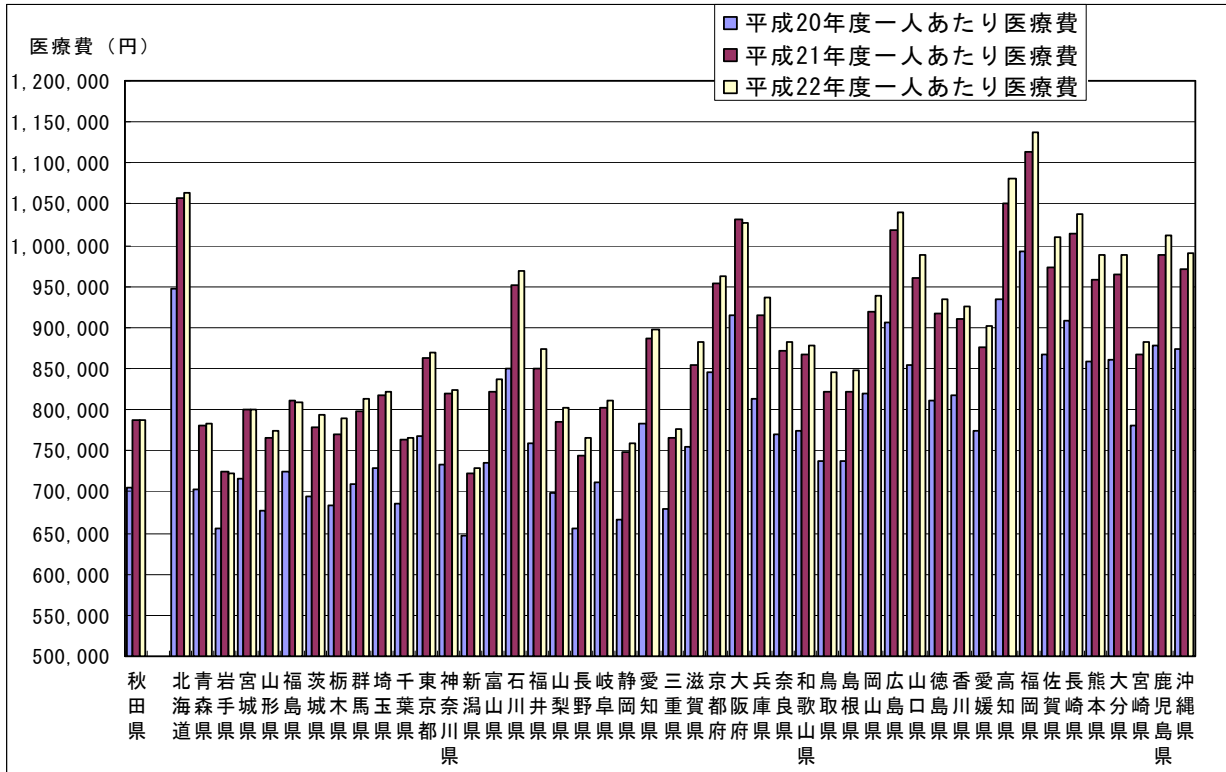
【図2】被保険者数の将来推計



※平成20～22年度は年平均、平成23年度は10/1時点の実績、平成24年度以降は各年10/1の推計

(2) 後期高齢者医療費の状況

【図3】 都道府県別一人あたり医療費の状況（平成20年度～平成22年度）



出典：平成20年度後期高齢者医療事業年報（厚生労働省）
平成21年度後期高齢者医療事業年報（厚生労働省）
平成22年度医療費速報（国保中央会）

【表1】秋田県一人当たり後期高齢者医療費の状況

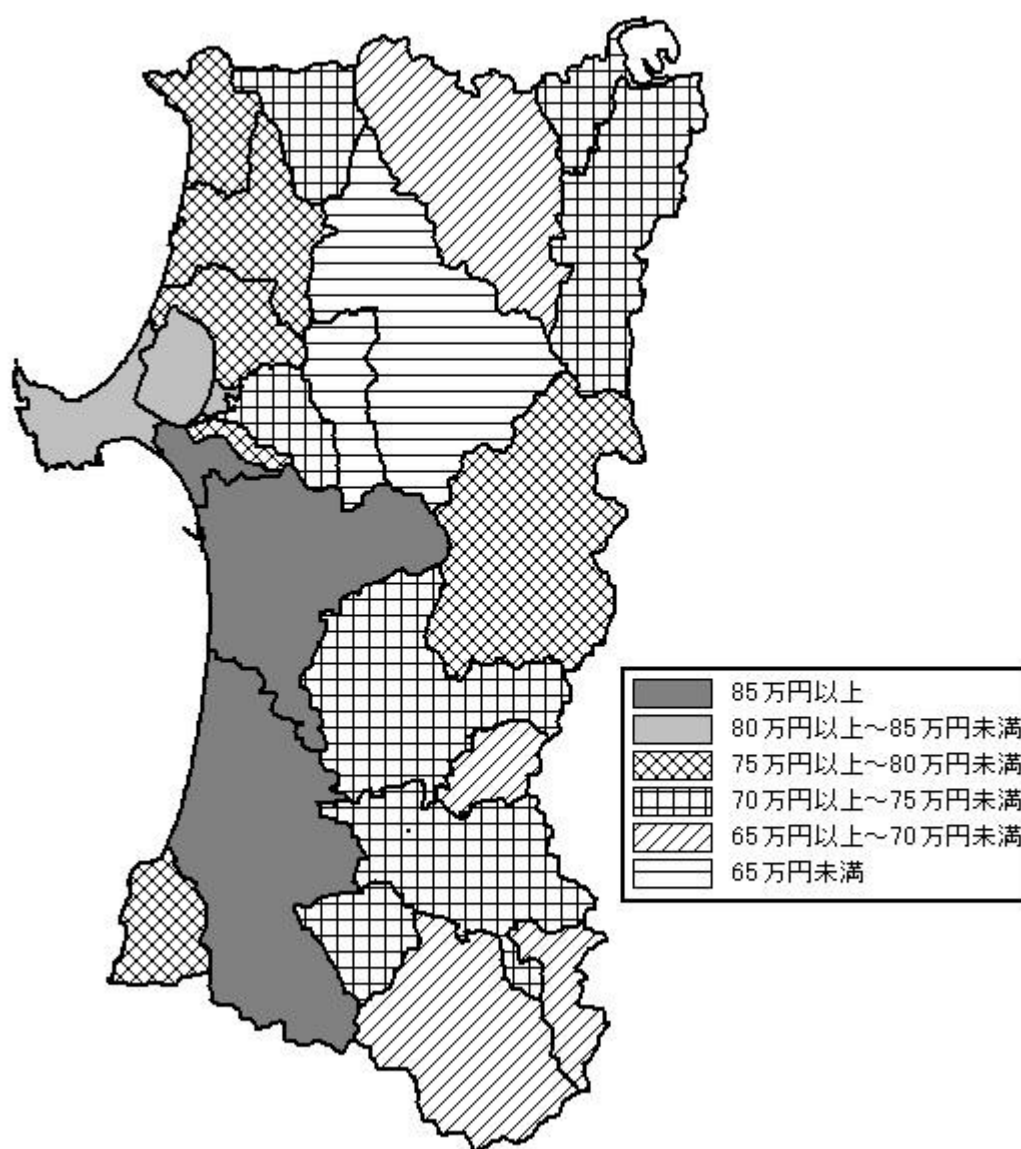
区分（単位）	秋田県（全国順位）	全国平均	全国最高	全国最低
一人あたり医療費（千円）	787 (39)	894	1,138	722
一人あたり伸び率（%）	0.23 (44)	-7.89	3.91	-0.22
一人あたり入院診療費（千円）	364 (35)	428	615	328
一人あたり入院外診療費（千円）	205 (47)	267	328	205
一人あたり歯科診療費（千円）	20 (41)	28	45	16
一人あたり調剤費（千円）	174 (1)	140	174	84
1件あたり日数（日）（入院外）	1.79 (43)	2.11	2.59	1.76
1日あたり診療費（千円）（入院外）	7.60 (32)	7.82	10.27	5.89
受診率(100人あたり件数) 計	1,700.97 (40)	1,843.75	2,070.59	1,586.84
受診率(100人あたり件数) 入院	76.25 (38)	87.98	125.45	67.21
受診率(100人あたり件数) 入院外	1,511.12 (30)	1,578.08	1,730.12	1,372.84
受診率(100人あたり件数) 歯科	113.60 (43)	177.68	257.95	91.45

出典：平成22年度医療費速報（国保中央会）

後期高齢者医療費の県内の地域格差をみると、一人あたり医療費が最も高いのは秋田市（909,035円）、最も低いのは上小阿仁村（635,427円）となっており、秋田市は、一人あたり医療費が最も低い上小阿仁村と比べると約1.4倍となっています。

また、地域別にみると、秋田市及び周辺沿岸地域が高く、湯沢・雄勝地域や大館・北秋田地域が低くなっています。

【図4】一人あたり後期高齢者医療費の状況（平成22年）

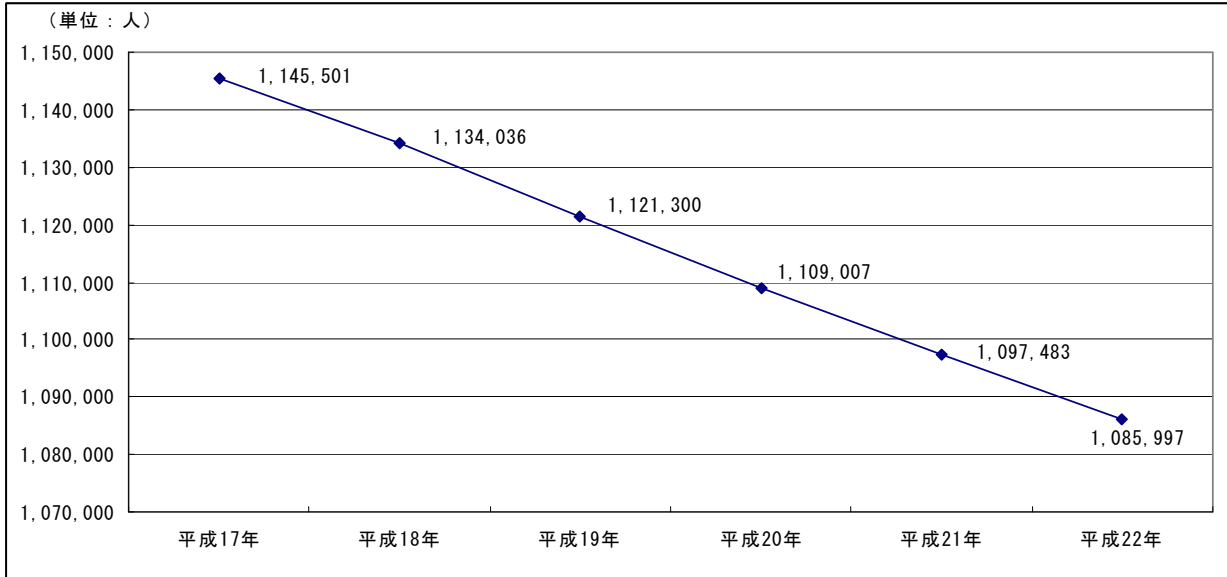


出典：平成22年度事業月報

(3) 秋田県の人口及び高齢化（75歳以上）の状況

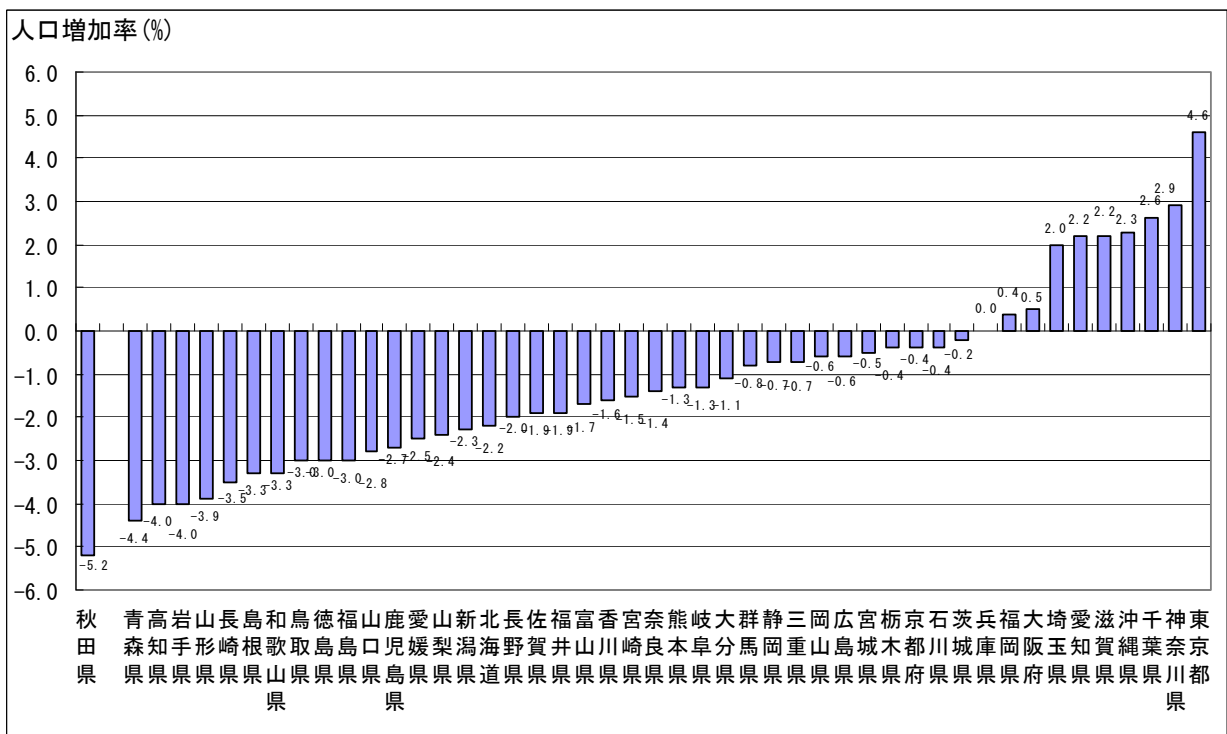
秋田県の人口は、平成22年は108万5,997人で、平成17年と比較すると5万9,504人減少しており、増加率は-5.2%で全国最下位となっています。

【図5】秋田県の人口推移（平成17年～平成22年）



出典：平成17年、平成22年国勢調査
平成18年～平成21年秋田県年齢別人口流動調査

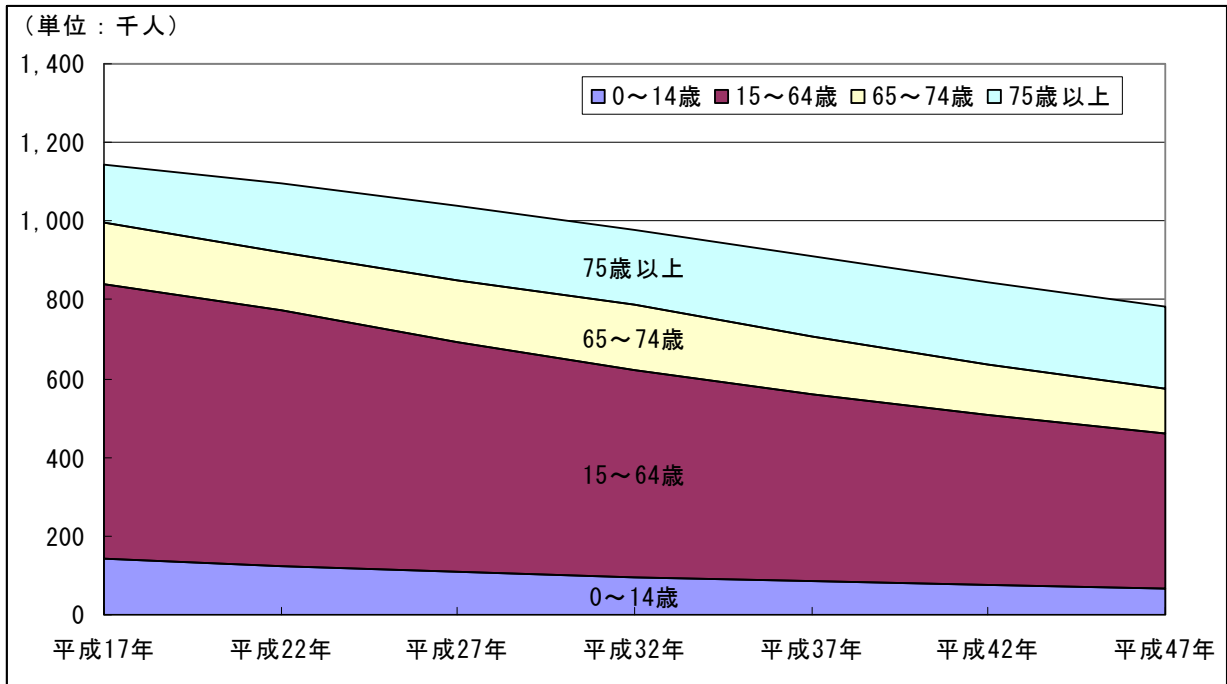
【図6】都道府県別人口増加率（平成17年～平成22年）



出典：平成22年国勢調査

平成19年5月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の都道府県別将来推計人口」によると、日本の総人口が今後、長期の人口減少過程に入るとされる中、秋田県の総人口は、平成32年には100万人を割り込み（97万6千人）、平成47年には78万3千人になると推計されています。

【図7】秋田県の人口の推移及び将来推計人口



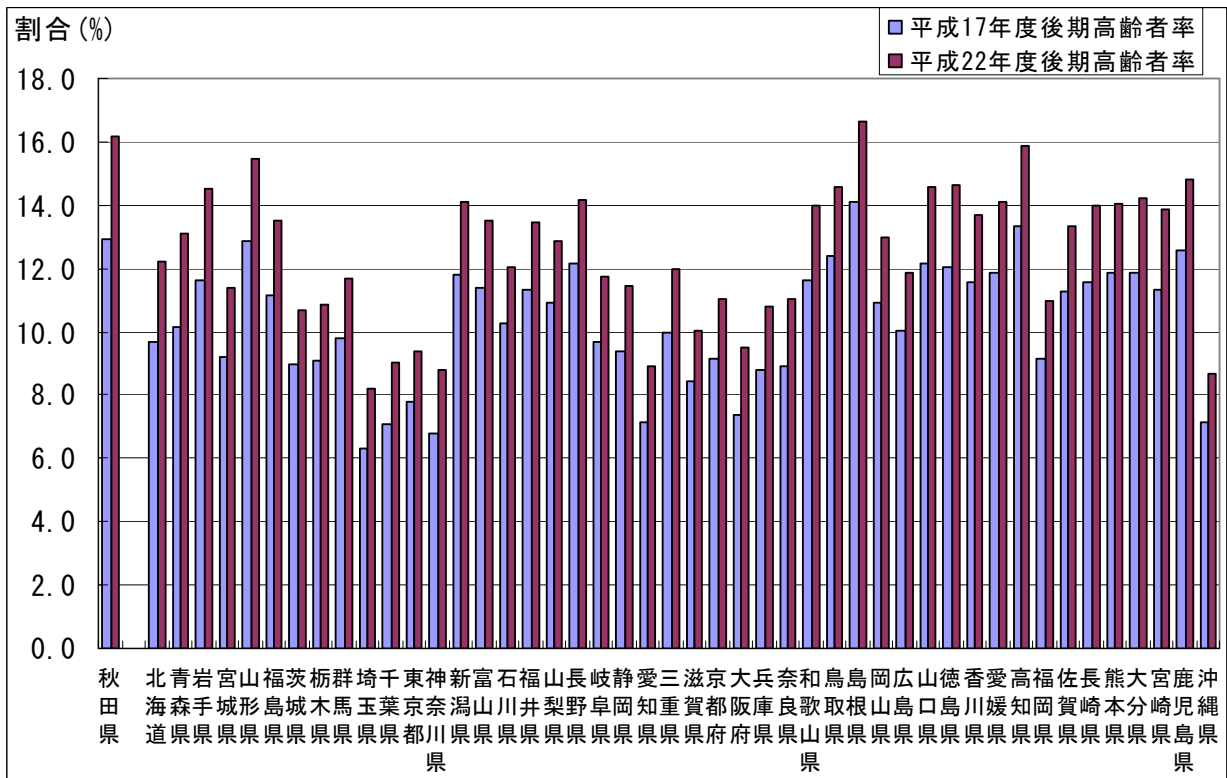
(単位：千人)

年齢／人口	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
0～14歳	143	124	107	94	84	76	68
15～64歳	695	650	587	526	475	432	394
65～74歳	160	145	155	166	148	126	111
75歳以上	148	175	188	190	204	213	210
総数	1,146	1,094	1,037	976	911	847	783

出典：日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

また、平成22年の秋田県の総人口に占める75歳以上の高齢者の割合（以下「後期高齢者率」といいます。）は16.1%で、島根県（16.6%）に次いで全国2位となっています。平成17年と比較すると3.2ポイント増加しており、日本全体（2.0ポイント）よりも早いスピードで後期高齢者率が増加しています。

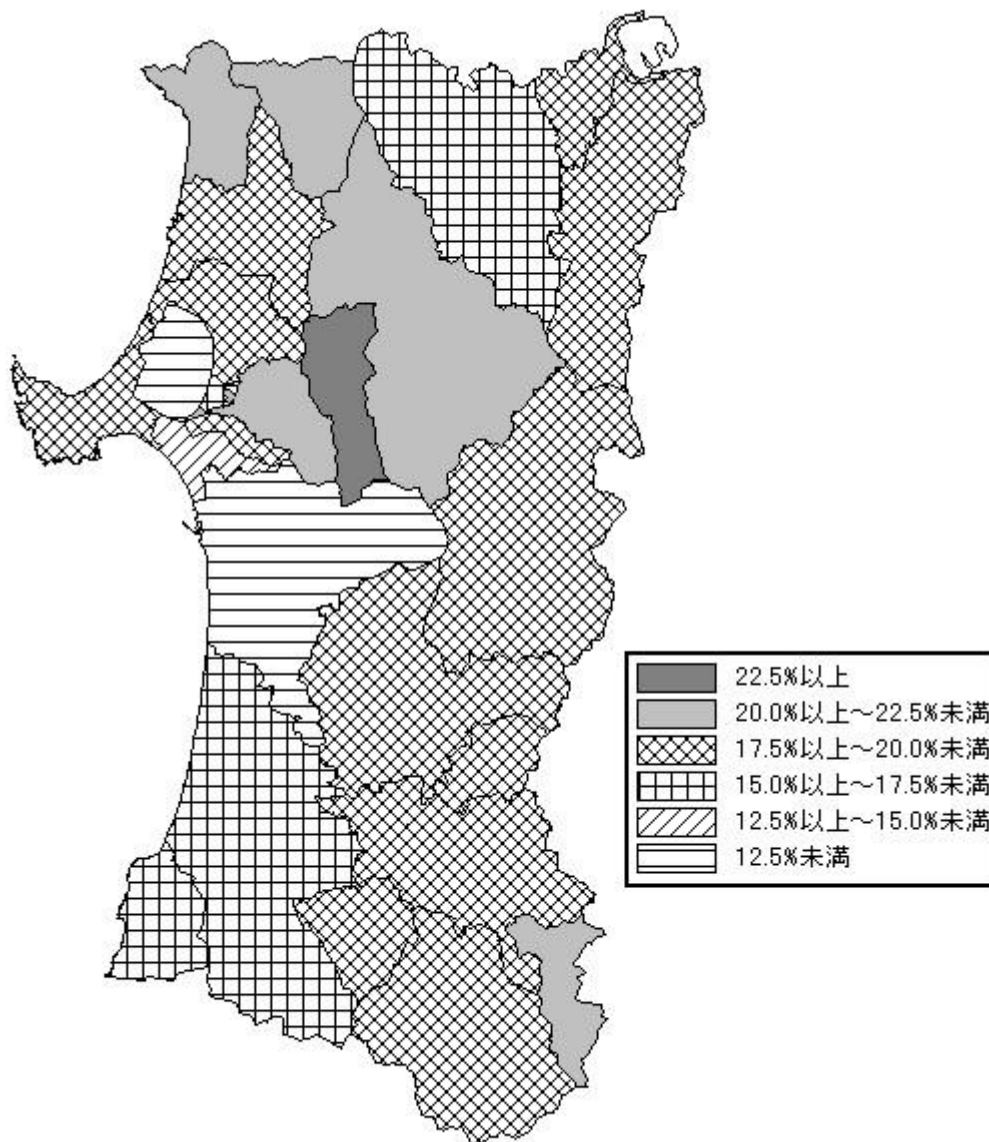
【図8】都道府県別後期高齢者率の状況（平成22年）



出典：平成22年国勢調査

県内市町村の後期高齢者率（平成22年）は、上小阿仁村の26.7%がトップで、県内全ての市町村が10%を超えている状況となっています。

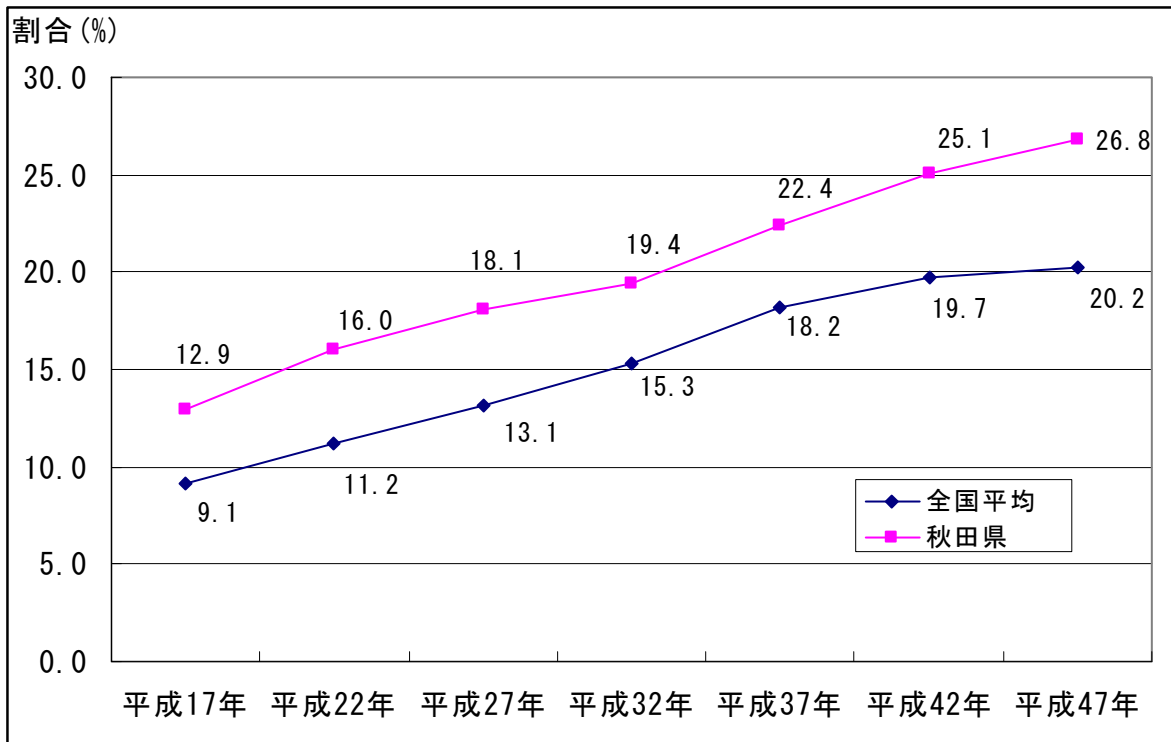
【図9】市町村別の後期高齢者率の状況（平成22年）



出典：平成22年国勢調査

今後、少子化に加え、いわゆる団塊の世代が高齢期に入ることから、高齢化はさらに加速し、本県の後期高齢者率は、平成32年が19.4%、平成47年が26.8%になると推計されています。

【図10】後期高齢者率の推移及び推計



出典：日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）